

## 国立競技場記念作品等保存等の在り方について【要旨】

※平成25年9月に国立競技場記念作品等保存等検討委員会においてまとめていただいた『国立競技場記念作品等保存等の在り方について』の内容をJSCにて要約しました。

### 1. はじめに

国立競技場の解体に伴い、特に壁画等の文化的価値を検討し、新しい国立競技場の整備に向け、保存等の在り方について検討してきた。

### 2. 記念作品等について

検討する記念品等については、特に建物等と一体となった25点について検討を行った。

### 3. 記念作品等の芸術的価値等について

#### (1) モザイクタイル壁画、彫刻

- ・モザイク壁画（ガラスモザイクおよびタイルモザイク）の原画制作者は、我が国を代表する画家達である（長谷川路可、宮本三郎、脇田和、寺田竹雄、大沢昌助）。
- ・作品サイズのスケールからも 他に類を見ない希有な作品群である。
- ・昭和39年（1964年）の東京オリンピック開催に向けて、企業からの寄付金を基に日本人の技術を駆使して完成させ、当時の制作に携わった人達の意気込みが表れており、それは作品のダイナミックで力強い表現からも感じ取ることができるものである。
- ・壁画の資産価値の面から捉えると、国立競技場の各壁画（縦・横、3.5～8m）の総合的な資産価値は計り知れないと考えられ、これらの作品は、我が国にとって、大きな美術資産といえる。
- ・ローマの次の五輪開催都市となった東京は、ローマに引けを取らない美術的要素が求められたことは間違いなく、メインスタジアムを彩るように、当時の実力ある作家達を総動員して制作したことが伺える。

#### (2) 銘板、炬火台（聖火台）

- ・国立競技場で行われてきた日本の国際的な競技大会の歴史となっているものであり、炬火台（聖火台）に代表されるように、存在そのものが東京オリンピックを表現するものでもあり、日本におけるスポーツの歴史を語るものとしては、いずれも貴重なものであると判断できる。

#### 4. 保存・活用等について

- ・モザイクタイル壁画及び彫刻品については、基本的には、一部分の保存ではなく全面を保存し、博物館や屋外展示等、新しい国立競技場における利活用が望ましいと考える。
- ・壁画の一部保存という方法もあるが、壁画とは全体が一つの表現となるものであり、好みの 一部だけを残しても作品の意味は失われる ものである。
- ・本委員会では、技術的・予算的な観点からの検討は別途必要であると考えているが、基本的な考え方としては、壁画や彫刻、聖火台、彫像、優勝者銘板等、検討している25点については、東京オリンピック等の歴史を顕彰し、永久に開催都市の誇りを記憶にとどめる空間として博物館の役割を担い、観光や教育資産としても活用することがふさわしいとまとめる。
- ・なお、現国立競技場の解体前に現状を高精細画像で保存する等の措置をとることは必須である。